

「青少年の安心・安全なインターネット 利用環境整備に関するタスクフォース」 における検討状況について

2019年9月12日
事務局

- 青少年の適切なインターネット利用のための啓発活動や、青少年の保護に有効なフィルタリングサービス等について、携帯電話事業者、OS事業者、保護者等、各関係者の役割を踏まえた検討を行うため、2016年4月より開催。
- 今般、改正青少年インターネット環境整備法の施行（2018年2月）後における関係者の取組状況等について、第6回会合（2019年2月25日開催）及び第7回会合（2019年7月17日開催）で議論を行い、2019年8月9日に「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」として取りまとめのうえ公表。

（開催状況）

第1回	2016年 4月 11日
第2回	“ 5月 23日
第3回	“ 6月 9日
第4回	“ 12月 15日
第5回	2017年 6月 12日
第6回	2019年 2月 25日
第7回	2019年 7月 17日

（体制図）

総務省 ICTサービス安心・安全研究会
〔座長：新美 育文（明治大学法学部教授）〕

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース
〔主査：中村 伊知哉（明治大学法学部教授）〕

「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」 (2019年8月9日公表)

〔主な観点〕

1. 契約時のフィルタリング申込み・有効化措置等の促進
2. フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性に係る認識の醸成
3. フィルタリングサービスの使いやすさの向上

（構成員） ◎：主査、○：主査代理

- ◎中村 伊知哉 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
○曾我部 真裕 京都大学法学系（大学院法学研究科）教授
　　浅井 和行 京都教育大学副学長
　　上沼 紫野 弁護士 虎ノ門南法律事務所
　　宇津木 麻也子 e-ネットキャラバン専任講師
　　尾上 浩一 （一社）安心ネットづくり促進協議会副会長
　　尾花 紀子 ネット教育アナリスト
　　岸原 孝昌 （一社）モバイルコンテンツ審査・運用監視機構事務局
　　森 亮二 弁護士 英知法律事務所

「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」 (2019年8月9日公表)について

青少年のフィルタリング利用促進に向けた基本的な考え方

- 昨今、青少年へのスマートフォンの普及は大きく進展しており、SNSを利用して犯罪の被害にあう児童・生徒の数も高止まりするなど、スマートフォンの普及に伴うトラブルも増加している。
一方で、スマートフォンを利用する青少年のフィルタリングの利用率は4割程度（2017年度44.0%、2018年度36.8%）となっており、フィーチャーフォンの時代よりも低下している。
- こうした状況の下、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得やフィルタリング利用の普及により、青少年のインターネットの安心・安全な利用を図ることは重要な課題。中でも、青少年によるフィルタリングの利用促進は、上記のインターネット上のトラブルの回避等に資するものであり、2018年2月に施行された改正青少年インターネット環境整備法の着実な履行やインターネット上の海賊版サイト対策等の観点からも、これまで以上に強く求められている。
- 青少年フィルタリングについては、SNSを利用できなくなる不便なものと一部で捉えられているが、実際には、違法・有害サイト等の閲覧を制限しつつ、必要なSNSについては利用可能とできるほか、利用時間管理等の機能を有するものもある。青少年フィルタリングは、青少年のICTリテラシーの状況や、青少年及び保護者のニーズ等に応じて、個々別々に安心・安全なインターネット利用環境を実現する有効なツールと捉え直す必要がある。
また、スマートフォンの普及に伴い、青少年のフィルタリング利用促進に係るプレイヤーは、これまでの携帯電話事業者、販売代理店やフィルタリング事業者のみならず、OS事業者、SNS等を含むコンテンツ・プロバイダ等にも広がり、多様化・グローバル化していることにも配意する必要がある。
- このような背景及び認識の下、青少年のフィルタリング利用の促進に関し、次のような観点から、課題及び考えられる対策の整理を行った。

1. 契約時のフィルタリング申込み・有効化措置等の促進
2. フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性に係る認識の醸成
3. フィルタリングサービスの使いやすさの向上

(参考) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）（抄）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務）

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等（中略）であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するもの（中略）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

1. 契約時のフィルタリング申込み・有効化措置等の促進(1/2)

① 携帯電話事業者におけるフィルタリング利用に係る実データの把握・公表等

フィルタリング利用促進に向けた適切な対策を講じるためには、フィルタリングの利用状況や販売代理店等の実態について正確な把握が必要。このため、契約時におけるフィルタリングの申込み率及び有効化措置率について、携帯電話事業者が正確に把握し、情報を開示することが求められる。またその際、携帯電話市場におけるMNO 3社のシェアが約9割であることを踏まえれば、MNOについては事業者ごとの実データを自主的に開示することが適切と考えられる。

[考えられる対策]

フィルタリングサービス申込み率、有効化措置率等に係る実データの把握・公表

② 携帯電話事業者における販売代理店に対する指導等の徹底

フィルタリングの説明が契約プロセスの最後に行われること、営業成績に直結しないこと等の実情も踏まえ、法令上の義務の履行主体であり、かつ販売代理店に対する指導等措置義務を有する携帯電話事業者においては、販売代理店の店頭スタッフが利用者にフィルタリングの重要性等を丁寧かつ簡潔に分かりやすく説明できるよう、販売代理店へのインセンティブ（動機付け）の設計等を含め、より責任を持って指導することが必要。

[考えられる対策]

- ・携帯電話事業者による販売代理店の店頭スタッフに対する研修の充実及び販売代理店へのフィルタリング説明ツールの配備等
- ・業界団体（携帯電話事業者、販売代理店）におけるフィルタリング利用の徹底のための説明話法の作成・普及

1. 契約時のフィルタリング申込み・有効化措置等の促進(2/2)

③ 事業者間の連携 (OS事業者、コンテンツ・プロバイダ等の協力推進)

フィルタリングにおけるOS事業者が果たす役割の重要性が増していること、また、通信サービスと端末販売が別の主体で行われるケースが増えていくと考えられること等を踏まえると、フィルタリングの説明・設定の促進のためには、携帯電話事業者のほか、OS事業者等においても、プリインストールの検討を含め、自社が提供するフィルタリングに係るサービスや機能等について、店頭スタッフの負荷軽減の観点やユーザー自身による設定の容易化の観点から、説明・設定しやすくするための協力を検討すべき。

併せて、青少年の利用ニーズの高いSNS等を含むコンテンツ・プロバイダについても、携帯電話事業者と連携して青少年の利用環境整備に努めるべき。

[考えられる対策]

- ・携帯電話事業者や販売代理店による説明・設定やユーザー自身による設定等へのOS事業者等の協力方法の検討
- ・カスタマイズ機能により青少年に特定のSNSを利用させることについて、保護者の判断に資するSNSサイト・アプリの情報（保護対策、トラブル事例等を含む）の発信体制（安心ネットづくり促進協議会、青少年ネット環境整備協議会、携帯電話事業者等の協力体制）の構築（後掲：3. ②）

④ MVNOにおける取組の推進

青少年によるMVNOサービスの利用が今後増加する可能性があることも踏まえ、業界においてフィルタリング利用促進に向けた方策等を検討することが必要。

[考えられる対策]

MVNOにおけるWeb申込み時等のフィルタリング利用に係る認識向上の方策等の検討・推進

2. フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性に係る認識の醸成

6

① 利用者に対するインパクトのある周知啓発方法の検討の実施

一般利用者に対して広くフィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性等の認識を広めるには、インパクトのある効果的な周知の手法や媒体を検討すべき。

[考えられる対策]

- ・携帯電話事業者等におけるテレビCMや動画投稿サイト等の影響力のある媒体での周知強化
- ・販売代理店等での店内におけるフィルタリングの説明に係る動画等の提示（海賊版対策との連携等）

② 周知啓発の講座等の一層の推進

青少年及びその保護者がフィルタリングの有用性や機能（サイト・アプリのカスタマイズ機能等も含め）について正しい情報を把握できるよう、青少年の安心・安全なインターネットの利用に係る啓発講座の更なる実施推進を図るべき。

[考えられる対策]

- ・フィルタリングの解説を含むe-ネットキャラバンPlus講座の推進（フィルタリングを扱う講座の推奨等）
- ・携帯電話事業者やSNS事業者等によるスマートフォンの安全な利用に係る教室の推進・拡充

③ ペアレンタルコントロールに係るサービス等の周知強化

低年齢層を含めた青少年のスマートフォンの利用時間が長時間化している状況のもと、青少年及びその保護者のニーズに沿ったスマートフォンの活用を可能としていくため、一部のフィルタリングサービスにおいて、利用時間制限、利用状況確認等の機能が含まれていることを訴求するなど、ペアレンタルコントロールに係るサービスについて、低年齢層の保護者向けなども含め、広く周知を行うことが重要。

[考えられる対策]

フィルタリングや利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能に係る啓発資料の作成・普及

3. フィルタリングサービスの使いやすさの向上

① 利用者が使いやすいサービスの周知・普及

フィルタリングで制限されているSNSを子供に使わせるためにフィルタリングを利用しない、というユーザーが一定数存在するところ、フィルタリングのカスタマイズ機能（「高校生プラス」モード等の選択を含む。）及びその操作方法についての周知の強化を図ることが必要。また、関係事業者等においてフィルタリングの設定操作の簡略化に向けた検討を行うことが必要。

[考えられる対策]

- ・カスタマイズ機能等（「高校生プラス」モード等の選択を含む。）の周知強化
- ・携帯電話事業者、フィルタリング事業者やOS事業者等の関係事業者等におけるフィルタリングの設定や操作の簡易化に向けた検討

② フィルタリングのカスタマイズに関して保護者の判断に役立つ情報の発信体制の構築

SNS等を含むコンテンツ・プロバイダ等は、青少年の保護対策を充実させた上で、その情報を発信していくことが求められる。

フィルタリングのカスタマイズ機能を周知、浸透していく上では、SNS等について、保護者の判断に資する分かりやすい情報が必要であるところ、コンテンツ・プロバイダと通信事業者が連携し、学識者やPTA等の関与のもと、情報発信体制を構築することが必要。

[考えられる対策]

カスタマイズ機能により青少年に特定のSNSを利用させることについて、保護者の判断に資するSNSサイト・アプリの情報（保護対策、トラブル事例等を含む）の発信体制（安心ネットづくり促進協議会、青少年ネット環境整備協議会、携帯電話事業者等の協力体制）の構築

③ SNS等を含むコンテンツ・プロバイダにおける青少年の保護対策の充実

フィルタリングのカスタマイズ機能を普及させていく前提として、SNS等を含むコンテンツ・プロバイダには、青少年の保護対策の充実に向けた不断の自助努力が求められる。

[考えられる対策]

青少年ネット利用環境整備協議会における取組の充実等、SNSを含むコンテンツ・プロバイダによる青少年の保護対策の充実に向けた対策の強化

參考資料

(参考)青少年のフィルタリング利用の推進

改正青少年インターネット環境整備法の施行を踏まえた青少年のフィルタリング利用の推進

○ 携帯電話契約時におけるフィルタリング利用の推進

- ① 改正青少年インターネット環境整備法の施行（2018年2月1日）。

携帯電話事業者等に対して、利用者が18歳未満かどうかの確認、フィルタリングの必要性等の説明、フィルタリングソフトの設定の実施を義務付け。
- ② 総務省から携帯電話事業者等に対し、義務履行の徹底を要請（2018年1月）。
- ③ 店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布（2018年1月）。

【青少年のフィルタリング利用率】:2018年度 36.8% (出典) 「平成30年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

○ 保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等の周知

- ① フィルタリングの仕組みや活用法に特化した学校等への「出前講座」(e-ネットキャラバンPlus)を実施^(※)。
- ② 「インターネットトラブル事例集」(2018年度版)の特集としてフィルタリングの必要性等を解説。

※ 実施件数
2017年度：66件
2018年度：181件

【フィルタリングソフト(アプリ)の設定手順】



- ① フィルタリングソフトウェアの操作のためのパスワード等の設定
- ② フィルタリングレベルの設定(高校生・中学生モード等の選択)

利用者に分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現推進(フィルタリングのユーザー利便の向上)

○ 携帯3キャリアで、フィルタリングサービスの名称及び フィルタリングアプリアイコンを統一(2017年3月)



「あんしんフィルター for docomo / au / Softbank」
* 個別に任意のウェブサイト、アプリを許可することができる。(カスタマイズ機能)

○ 小学生・中学生・高校生モードに加え、リテラシーの高い層向けに、一部のSNSの利用を可能とする「高校生プラスモード」を導入(2017年3月)

種類 (モード)	小学生	中学生	高校生	高校生プラス
制限対象	ゲーム、動画、音楽など 懸賞、成人娛樂など SNSなど 出会い系、アダルト、違法など	懸賞、成人娛樂など SNSなど 出会い系、アダルト、違法など	SNSなど 出会い系、アダルト、違法など	出会い系、アダルト、違法など

○ 安心ネットづくり促進協議会^(※)の「インターネット環境整備に係る検討会」において、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報発信について検討を行い、当該検討を踏まえ、SNSアプリの特徴や利用上の注意点等を発信。

(参考) 安心ネットづくり促進協議会「SNS事業者(会員)における青少年保護対策の情報」 <https://www.good-net.jp/safe-internet/guideline/>

* インターネットの利用環境を整備するため、電気通信事業者等の企業や教育関係者等が参画する協議会。(一社)安心ネットづくり促進協議会運営法人が運営。

(参考)スマートフォンにおけるフィルタリング

スマートフォンでは、①無線LANを通じてインターネットにアクセスするときや②アプリケーションを利用するときには、従来のフィーチャーフォンにおけるネットワークのフィルタリングでは十分に機能しないため、フィルタリングアプリや端末の機能制限の設定が必要。

フィーチャーフォン



ブラウザによる閲覧

- ・携帯電話事業者のブラウザ (iモード、Ezweb、Yahoo!ケータイ)
- ・PCサイトブラウザ

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE)

ネットワーク側でのフィルタリングでは、利用者はソフトのインストール等特段の操作不要。

スマートフォン



ブラウザによる閲覧

特定のサイトの閲覧を制限

①

フィルタリング
アプリ※
(ブラウザの機能)

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE・Wi-Fi)

携帯電話事業者以外のネットワーク(公衆Wi-Fi)

フィルタリングサーバー



特定のサイトの
閲覧をブロック

インターネット

アプリケーションの利用

特定のアプリの起動を制限

②

フィルタリング
アプリ
+
端末の機能
制限

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE・Wi-Fi)

携帯電話事業者以外のネットワーク(公衆Wi-Fi)

スマートフォンにおけるフィルタリングでは、フィーチャーフォンのフィルタリングと異なり、アプリごとのカスタマイズが可能。

※ 端末の機能制限により、標準搭載されたブラウザでの閲覧を制限する場合もある。